

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年2月5日認可した。

平成26年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）帆山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山脇地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）照井地区
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）制札股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）地藏股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）庚申堂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）木ノ井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北浦地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）元日股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門補修事業）錨子地区